

幌延深地層研究センター研究管理棟 浄化槽放流水水質データ

試料採取日	測定項目	pH	透視度 (cm)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (個/mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
北るもい漁業協同組合との 確認書に記載の基準値		5.8~8.6	30	20	20	3,000	60	8
平成18年12月12日		6.3	30	-	-	-	-	-
平成18年12月13日		-	-	1.4	8.0	0	46	4.0
平成18年12月27日		6.4	30	-	-	-	39	3.2
平成19年1月10日		6.4	30	-	-	-	24	2.9
平成19年1月24日		6.0	30	0.8	8.8	0	48	3.9
平成19年2月7日		6.0	30	-	-	-	52	4.3
平成19年2月21日		6.3	30	1.5	6.0	0	31	2.7
平成19年3月7日		6.5	30	1.3	5.0	0	31	3.2
平成19年3月20日		6.0	30	-	-	-	37	3.5
平成19年3月28日		6.1	30	-	-	-	-	-
平成19年4月4日		-	-	-	-	-	24	2.4
平成19年4月11日		6.1	30	-	-	-	-	-
平成19年4月18日		6.3	30	1.0	10	0	40	3.0
平成19年5月2日		6.2	30	-	-	-	37	3.4
平成19年5月16日		6.1	30	1.0	8.0	0	32	2.7
平成19年5月30日		6.0	30	-	-	-	32	2.1
平成19年6月13日		6.1	30	0.8	7.5	0	24	2.7
平成19年6月27日		6.4	30	-	-	-	27	2.2
平成19年7月11日		6.7	30	1.5	1.3	0	22	2.6
平成19年7月25日		7.0	30	-	-	-	19	3.0
平成19年8月8日		6.6	30	1.0	0.6	0	19	2.6
平成19年8月22日		6.7	30	-	-	-	13	2.4
平成19年9月5日		5.9	30	1.7	6.3	0	33	3.8
平成19年9月19日		6.5	30	-	-	-	16	2.0
平成19年10月3日		6.7	30	0.5	1.2	0	17	1.6
平成19年10月17日		6.9	30	-	-	-	21	1.7
平成19年10月31日		7.2	30	4.0	1.2	0	22	2.2
平成19年11月14日		7.1	30	-	-	-	26	2.0
平成19年11月28日		6.9	30	1.0	0.5	0	20	1.7
平成19年12月12日		7.1	30	-	-	-	22	1.8
平成19年12月26日		6.6	30	3.8	0.7	0	16	2.0
平成20年1月9日		7.1	30	-	-	-	20	2.2
平成20年1月23日		7.0	30	3.9	2.8	0	17	2.4
平成20年2月6日		7.2	30	-	-	-	24	2.4
平成20年2月20日		6.9	30	3.3	1.7	0	22	2.1
平成20年3月5日		7.1	30	-	-	-	21	1.9
平成20年3月19日		7.1	30	3.6	0.8	0	34	2.9
平成20年4月2日		7.2	30	-	-	-	36	2.9
平成20年4月16日		7.1	30	2.8	0.8	0	34	3.2
平成20年4月30日		6.9	30	-	-	-	32	3.2
平成20年5月14日		6.9	30	3.0	1.3	0	24	2.8
平成20年5月28日		7.0	30	-	-	-	42	3.4
平成20年6月11日		6.3	30	2.8	1.5	0	42	3.8
平成20年6月25日		7.1	30	-	-	-	32	3.4
平成20年7月9日		6.4	30	3.7	0.5	0	24	3.8
平成20年7月23日		6.2	30	-	-	-	16	3.1
平成20年8月6日		6.5	30	5.3	2.6	0	16	3.4
平成20年8月20日		6.5	30	-	-	-	15	3.5
平成20年9月3日		6.6	30	5.4	1.8	0	19	3.3
平成20年9月17日		6.6	30	-	-	-	15	2.9
平成20年10月1日		6.5	30	3.6	1.8	0	27	2.9
平成20年10月15日		6.8	30	-	-	-	25	2.6
平成20年10月29日		6.8	30	5.0	1.7	0	34	2.7
平成20年11月12日		7.1	30	-	-	-	23	2.4
平成20年11月26日		6.6	30	3.4	1.1	0	22	2.7

注1)当センター設置浄化槽の水質は、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2の適用を受けません。  
 注2)当センター設置浄化槽の保守点検頻度は、環境省関係浄化槽法施行規則第6条2項の規定により、2週間に一度としています。  
 注3)水質の測定項目については、北るもい漁協と締結した確認書をもとに定めています。